

# バイオ由来燃料導入促進税制の創設 (揮発油税、地方道路税)

○バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方道路税を免税する制度を創設する。

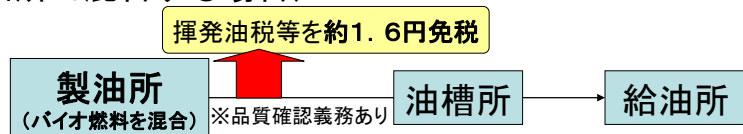
## 改正の概要

- ▶ バイオ燃料の品質確保に係る制度整備等に合わせ、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造する事業者等について、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を創設する (～平成25年3月31日)

## 現状

- ▶ ガソリンに混合するバイオ由来燃料としては、サトウキビなどの農作物や草、木材などのバイオマスを原料とするバイオエタノール及びその化合物がある。
- ▶ バイオ由来燃料を混合して製造したガソリンに対して、通常のガソリン同様に1リットル53.8円の揮発油税等が課税されている。
- ▶ 京都議定書目標達成計画で、温室効果ガスの排出削減対策・施策として、新エネルギーの導入促進が掲げられており、2010年度に原油換算50万KLのバイオ由来燃料を導入することが目標とされている。

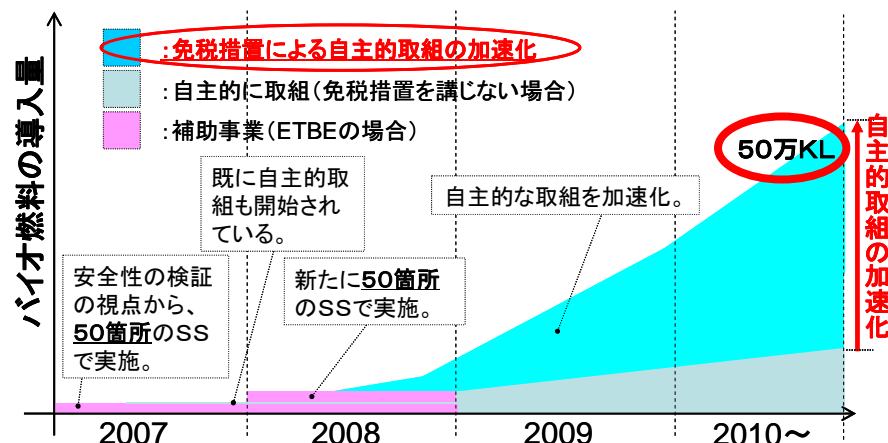
(製油所で混合する場合)



(油槽所等で混合する場合)



## 普及加速のイメージ



# バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置の創設

○バイオ燃料製造設備の導入促進を図るため、バイオ燃料製造に際して、農林漁業者とバイオ燃料製造事業者が適切な連携関係を構築した場合に、当該燃料製造設備に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

## 改正の概要

◇農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（案）の制度整備等に合わせて、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税を軽減する。  
（特例率1/2、特例期間3年間）

◇バイオエタノール、バイオディーゼル燃料、バイオガス、木質ペレットの各製造設備が対象。

バイオエタノール製造設備



バイオディーゼル燃料製造設備



バイオガス製造設備



木質ペレット製造設備



## 減税措置がなぜ必要？

- ◇ 製造設備の導入に際し、
  - ① 原料の供給が不安定かつ生産・収集・運搬に係るコストが高い
  - ② バイオ燃料の製造コストが高いなどの問題が存在

➡ 施設に係る税の軽減により事業参入を促進し、バイオ燃料を安定的・継続的に生産